平成19年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程(第3号)

平成19年3月13日(火曜日) 午後 1時16分開議

- 第 1 議会運営委員会報告
- 第 2 議長一般報告
- 第 3 いきいきふるさと常任委員会報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算
 - (予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 6 議案第29号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算 (予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 7 議案第30号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
 - (予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 8 議案第31号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計予算
 - (予算審查特別委員会委員長報告)
- 第 9 議案第32号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
 - (予算審査特別委員会委員長報告)
- 第10 議案第33号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計予算
 - (予算審査特別委員会委員長報告)
- 第11 議案第34号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計予算
 - (予算審查特別委員会委員長報告)
- 第12 議案第35号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
 - (予算審查特別委員会委員長報告)
- 第13 議案第36号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 第14 議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利 用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 発議第 2号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書(案)
- 第16 発議第 3号 自治基本条例の早期制定を求める決議(案)
- 第17 議員の辞職について
- 第18 選挙第 1号 副議長の選挙

○出席議員(10名)

1番 星 川 三喜男 君 2番 岩 田 利 雄 君 3番 山 本 得 惠 君 4番 柳 澤 雅 宏 君

 5番 本 多 夕紀江 君
 6番 藤 田 首 健 君

 7番 石 井 雄 一 君
 8番 村 山 義 明 君

 9番 宮 崎 安 史 君
 10番 石 神 忠 信 君

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 野邑智雄君 役 矢部守世君 助 福家義憲君 教 育 長 総務課長 安 積 明 君 総務課参事 小 林 生 吉 君 遠 藤 義 一 君 総務課参事 産業建設課長 柴田 弘君 保健福祉課長 奥村文男君 保健福祉課参事 竹 内 義 博 君 教 育 次 長 石川 篤君 出納室長 米 屋 彰 一 君 千葉辰雄君 天北厚生園長 国保病院事務長 高 井 秀 一 君 南宗谷消防組合 鳥 田 博 君

中頓別支署長

保育所長 遠藤 美代子 君 こどもセンター長 平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 和 田 行 雄 君 議会事務局書記 田 辺 めぐみ 君 ◎開議の宣告

○議長(石神忠信君) ただいまから本目の会議を開きます。

本目の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程3号のとおりです。

(午後 1時16分)

◎議会運営委員会報告

○議長(石神忠信君) 日程第1、議会運営委員会報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長(山本得惠君) 議会運営委員会報告をいたします。

平成19年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、3月12日に議会運営委員会を開催したので、審査の内容を報告します。

- 1、町長から追加提案された議案第36号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する 条例の制定の件、議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施 設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、いずれも委員会付託を 省略し、本会議で審議する。
- 2、陳情の取り扱いについて。3月12日に受理した陳情第4号 生活保護の母子加算廃 止に反対する国への意見書を求める陳情は、郵送であり、議長預かりとする。
- 3、自治基本条例の早期制定を求める決議案が発議されており、本会議で審議する。 議会運営委員会報告は、以上でございます。
- ○議長(石神忠信君) これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎議長一般報告

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第2、議長一般報告を行います。議長としての報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎いきいきふるさと常任委員会報告

○議長(石神忠信君) 日程第3、いきいきふるさと常任委員会報告を行います。 委員長の報告を求めます。

村山さん。

○いきいきふるさと常任委員長(村山義明君) 所管事務調査報告。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告いたします。 所管事務調査報告は3件ありますので、続けて報告したいと思います。

最初に、一つ目、調査事項、保育所等の民営化について。

調査の方法、認定こども園による幼保一元化、運営コスト削減対策の説明聴取。

調査の結果、本委員会は、町が平成19年4月1日から保育所と幼児クラブを統合し、認定こども園とする取り組みを保育所等の民営化の一里塚として評価する。引き続き、中長期行財政運営計画の予定年度にこだわることなく、抜本的なコスト削減のため、民営化のための運営母体づくりに早急に取組むよう希望する。

2点目、調査事項、基本(総合)計画について。

調査の方法、第6期中頓別町総合計画(後期計画)案の説明聴取。

調査の結果、本委員会は、第6期中頓別町総合計画第2次実施計画(後期計画・平成19年度~平成23年度)案の説明を受け、同計画がスタートした平成14年度時点の基本構想・基本計画との整合性などを調査した。その結果、基本構想・基本計画には手をつけず、実施計画のみを見直す手法に懸念を持つので、次の点を指摘する。

- (1)、基本計画と実施計画のつながりがわかりにくいと判断するので、明確にすべきである。
- (2)、前期実施計画の達成度、評価が不明なので、実現できた施策事業、実現できずに 後期計画に引き継がれた施策事業等を明らかにして、町民に示すべきである。
- (3)、公債費適正化計画や中長期行財政運営計画などで予定する財政指数の健全ラインを一年でも早くクリアするよう配慮しつつ、集中と選択を基本に町民に希望をもたらす総合計画となるよう努力されたい。

3点目、調査事項、自治基本条例について。

調査の方法、各市町村の自治基本条例の比較研究及び同条例草案の作成。

調査の結果、本委員会は、分権時代にあって自治基本条例の必要性を痛感し、自ら作成した条例草案を昨年12月初め、全町民に示し、意見募集を行った。その後、本年1月10日に町が設置した自治基本条例検討委員会に住民代表、町職員委員とともに委員代表3名が加わり、3月8日まで成案化の努力を続けてきたが、実現には至らなかった。

草案は、1月12日に開催された神原勝北海学園大学教授の講演会での指摘を一部受け入れ、章の組み替え、主語の定義などを明確化したほか、検討委員会での議論も参考に見直しを行い、委員会独自の修正草案(全35条)として結実している。草案(修正草案)は、最高規範性など、自治基本条例としての形式的要件は備えているが、自治体運営ルールのみを定めたものではなく、主要な政策、理念を盛り込んだ、いわゆる「まちづくり基本条例」タイプである。特色の一つとして、コミュニティを自治の原点に位置付けたのは、本町の総合計画、中長期行財政運営計画などが新たな公共の担い手としてコミュニティによるまちづくりを明確に打ち出しており、これらの計画を法的に支えるのが自治基本条例との考え方に立ったからである。いわば自治基本条例は、自治体政策の要である総合計画を実現するための推進装置であり、町政の評価基準でもある。

本委員会は、議員任期が間近に迫っているため、これ以上の調査活動を進めることはできないが、改選後の議会、町長両者に町政を信託する住民にこれまでの本委員会での調査活動の成果が引き継がれることを強く望むものである。

以上、3点の所管事務調査について報告いたします。

○議長(石神忠信君) これにていきいきふるさと常任委員会報告は終了しました。

◎行政報告

- ○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第4、行政報告を行います。 本件につきまして町長から報告の申し出がありますので、これを許します。 町長。
- ○町長(野邑智雄君) 行政報告をさせていただきます。

以上であります。

○議長(石神忠信君) これにて行政報告は終了しました。

◎議案第28号~議案第35号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第5、議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算、日程第6、議案第29号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第7、議案第30号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第8、議案第31号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計予算、日程第9、議案第32号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第10、議案第33号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第11、議案第34号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第35号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、いずれも予算審査特別委員長の報告の件を一括議題とします。

本件につきまして予算審査特別委員長の報告を求めます。

村山さん。

○平成19年度中頓別町各会計予算審査特別委員長(村山義明君) 予算審査特別委員会報告。

3月12日、予算審査特別委員会で平成19年度各会計予算を集中審査いたしましたので、 その結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算から議案第35号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計予算は、お手元に配付のとおり、すべて原案可決いたしました。

以上でございます。

○議長(石神忠信君) 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第28号から議案第35号までを一括採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は、すべて原案可決です。

議案第28号から議案第35号までを委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第35号までは委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、議案第36号 中頓別町こども館の設置 及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第36号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の 制定について、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長(奥村文男君) 議案第36号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

9ページの条例制定要旨でもってご説明させていただきたいと思います。本条例は、中頓 別町立保育所条例及び中頓別町こどもセンター設置及び管理等に関する条例、中頓別町こど もセンターの保育料等徴収条例を一元化し、あわせて認定こども園の認定に伴い、中頓別町 こども館設置及び管理等に関する条例を制定するものでございます。

第1条では設置の目的、第2条では中頓別町こども館に設置する施設として、中頓別町子育て支援センター、中頓別町立保育所、中頓別町こどもセンター、中頓別町幼児クラブ、中頓別町児童クラブの設置について定めております。

なお、第2項では、中頓別町立保育所と中頓別町幼児クラブを中頓別町認定こども園と定めております。

第3条では、こども館の名称及び位置を定めております。

第4条では、保育所の定員を45人、幼児クラブの定員を40人、児童クラブの定員を20人と定めております。

第5条では、こども館を管理運営するための職員を定めております。

第6条では、保育所の入所に係る保育に欠ける要件を定めております。

第7条では、保育所、幼児クラブ、児童クラブにおける児童の入所資格を定めております。 第8条では、こども館が実施する教育及び保育について定めており、第1項第1号では保 所における保育、第2号では幼児クラブにおける保育、第3号では児童クラブにおける教

育所における保育、第2号では幼児クラブにおける保育、第3号では児童クラブにおける教育、第2項各号については子育て支援に係る実施事業を定めており、第3項ではこどもセンターについて定めております。

第9条では入所手続、第10条では保育所における保育料及び延長保育料、幼児クラブの 保育料、児童クラブの指導料について定めております。

なお、今回改正している幼児クラブ保育料は、定額保育料から保育所保育料と同様の算定 方法により定めております。

また、保育所の延長保育料におきましては、8時から17時を超えて保育を希望する児童 に対する延長保育料を定めております。

第11条では、休所時の保育料減免について定めております。

第12条から第15条までは、こどもセンターとしての事業に係る施設の使用に対する事項を定めております。

第16条では、育成を受託しない場合について定めております。

第17条では、その他必要事項を規則に委任することを定めております。

附則の1では施行期日を平成19年4月1日からとし、附則の2から4までは既存条例の廃止で中頓別町立保育所条例、中頓別町こどもセンター設置及び管理等に関する条例、中頓別町こどもセンターの保育料等徴収条例の廃止を定めております。

附則の5では、保健福祉課からこども館を分離し、独自の機構とするもので、中頓別町課設置条例の第2条第3項第9号の「こども館の運営に関すること」を削るものでございます。

附則第6では、職員給与条例15条第1項第1号に「館長」を加え、同条同項第2号より「保育施設の長、こどもセンターの長、給食センターの所長」を「所長、園長」に改めるものです。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号 中頓別町 こども館の設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例の制定の件は原 案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第14、議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議願とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な 公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、安積総務課長 に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例の改正は、認定こども園の認定により、ただいま議決いただいた中頓別町こども館 の設置、管理に関する条例制定に関連して行うものであります。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第20条第20号及び第21号を「削除」に改め、次に次の1号を加える。

22号として、中頓別町こども館。

第3条及び第4条中「、中頓別町立保育所、中頓別町こどもセンター」を「中頓別町こど も館」に改めるものであります。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行するということです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

なお、本件につきましては、地方自治法第244条2第2項の規定により、議決に当たっては出席議員の3分の2以上の同意を必要とするものでございます。

よって、この表決は起立によって行います。

議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は

廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり決することに賛成の方 は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石神忠信君) 全員起立です。

よって、議案第37号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第15、発議第2号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○5番(本多夕紀江君) 意見書発議に先立ちまして、少々説明をさせていただきます。

75歳以上の後期高齢者のすべての高齢者を対象とした後期高齢者医療制度、2008年4月から施行されますけれども、その内容は都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が制度を運営し、診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別建てになり、原則として対象者全員から保険料が徴収されることになります。その結果、介護保険料と合算すると1万円を超える保険料を年金天引きで徴収され、窓口負担も現役並み所得の被保険者は3割になるなど、高齢者には大きな負担増となります。さらに、保険料の滞納に対し、資格証明書を発行する制裁措置の導入も計画されていますが、既に資格証明書を発行している国民健康保険では、窓口負担を支払えない患者が治療中断により死亡する事件が多発しており、これが高齢者に拡大することが懸念されます。以上のことより、新たな後期高齢者医療制度は、その心身の特性や生活実態等を踏まえるという法成立の趣旨にのっとり、高齢者がいつでもどこでも安心して医療が受けられる制度になるよう、この意見書を発議したいと思います。

発議第2号。

平成19年3月13日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、岩田利雄。

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書(案)

昨年6月、国会で成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健法が廃止される。 代わって、新たな後期高齢者医療制度が、北海道内すべての市町村が参加する「広域連合」 を運営主体に2008年4月から施行され、対象者全員から原則として医療保険料を徴収し、 さらに診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別立てになる。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という同法の 主旨に則り、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。 以上より、後期高齢者の命と健康を守り、充実した医療制度になるよう、下記の事項を強 く要望する。

記

- 一、後期高齢者医療制度は、日本国憲法第25条の生存権を保障し、いつでも、だれもが、 平等に医療を受けることができるよう、地域による医療格差を生じさせないこと。
- 一、国民年金受給者などの低所得者に対し、保険料や窓口一部負担金の減免を行うなど、十 分な配慮を行うこと。
- 一、広域連合の運営は後期高齢者の意思を十分に反映させ、透明性の確保につとめ、また情報公開請求の際には速やかに情報公開を行うこと。
- 一、市町村に課せられた運営負担割合を少なくすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成19年3月13日。

提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、扇千景殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、柳沢伯夫殿。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 後期高齢者 医療制度の充実を求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第16、発議第3号 自治基本条例の早期制定を 求める決議(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) 発議第3号。

平成19年3月13日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく、星川三喜男。

自治基本条例の早期制定を求める決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

自治基本条例の早期制定を求める決議(案)

2000年分権改革以降、国の法律と財源に頼るまちづくりの時代は終り、自治体には、自治のしくみを自ら創りあげる必要性が生じている。

しかし、本町では、住民がまちづくりの主役であるにもかかわらず、議会や行政になにを 信託し、自らは、なにをすべきか、明確な規範を持ち合わせていない。

そればかりか、住民参加や情報共有など、住民自治の柱となる原則・制度も法的には保障されていない。

これからは、自治基本条例を頂点に、環境、教育、福祉などの分野別条例を定め、諸政策 を展開していくわかりやすいまちづくりが求められる。

自治基本条例は、自治体政策の中核である総合計画を実現するための推進エンジンであり、町政の評価基準でもある。

国に憲法があるように、自立した自治体は、「まちの憲法」を持つべきである。

二元代表制の一翼を担うべく、議会は、昨年12月、住民に自治基本条例草案を示し、その必要性を訴えてきた。

その後、住民代表、町職員、議員が参加した検討委員会が設置され、今日まで成案化の努力を続けてきたが、実現に至らないまま、議員の任期を迎えることは、誠に残念でならない。

これまでの検討委員会の議論などを踏まえ、議会は、自治体運営のルールのみならず、政 策理念も盛り込んだ修正草案を結実させたので、今後の自治基本条例の制定論議に役立てて もらうことを強く希望する。

今後、分権改革が進み、法律による義務付けの撤廃が行われる一方、すでに新型交付税に 見られるように、地方固有の財源であり、基本的に財政力の弱い自治体を支えるべき地方交 付税制度が、急速に本来の役割を変えようとしている。

都市と農村部では、財政格差がさらに広がり、小規模自治体では、最低限の住民サービス を維持することさえ難しくなってきている。

税収が乏しく、実質公債費比率の高い本町にとって、交付税の圧縮・削減は、財政破たん に直結する問題であり、これまでのまちづくりを根本的に見直すべき時期にきている。

早急に住民が自らの意思と責任で自治を決定し、安心で活力あるコミュニティと地域社会 を築き上げるための取り組みをはじめなければならない。

自治基本条例の制定は、その第一歩である。

自治体の目的は、住民の福祉の増進につきる。

そのための自治基本条例には、住民の幸福と共生社会の実現、住んで良かったまちづくり が理念として謳われることを願うものである。

この春の統一地方選挙を経ても、これらのまちづくりの理念は変わらないと信じ、改選後 の町議会、町長、両者に町政を信託する住民が、互いに理解し、共感できる「まちの憲法」 を早期に制定するよう求める。

以上、決議する。

平成19年3月13日、中頓別町議会。

以上でございます。全会一致で決議いただきますようお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 自治基本条例の早期制定を求める決議(案)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 自治基本条例の早期制定を求める決議は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分 再開 午後 1時48分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(石神忠信君) ただいま宮崎議員から議員辞職願が出されました。

お諮りいたします。宮崎安史さんの議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第17として 議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、宮崎安史さんの議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第17として議題と することに決しました。

◎議員の辞職について

○議長(石神忠信君) 追加日程第17、宮崎安史さんの議員辞職の件を議題とします。 地方自治法第117条の規定によって宮崎さんは除斥の対象になっておりますので、宮崎 さんの退場を求めます。

(9番 宮崎安史議員 退席)

- ○議長(石神忠信君) それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。
- ○議会事務局長(和田行雄君) それでは、辞職願を朗読いたします。

平成19年3月13日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

中頓別町議会議員、宮崎安史。

辞職願、このたび町長選挙立候補により、議員を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○議長(石神忠信君) お諮りします。

宮崎安史さんの議員の辞職の許可をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、宮崎安史さんの議員の辞職を許可することに決定しました。

(9番 宮崎安史議員 入場)

◎日稈の追加

○議長(石神忠信君) ただいま宮崎さんの議員辞職により副議長が欠けました。

お諮りします。選挙第1号として副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第18として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号 副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第18として選挙を行うことに決定しました。

○選挙第1号

○議長(石神忠信君) 追加日程第18、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、議会運営委員会報告のとおり地方自治法第118 条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議会運営委員会報告のとおり議長が指名する ことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。副議長に藤田さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した藤田さんを副議長の当選人として定めることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した藤田首健さんが副議長に当選されました。 ここで暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 1時51分 再開 午後 1時52分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を続けます。

◎閉会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本目で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の会議を閉じます。

平成19年第1回定例会を閉会いたします。

(午後 1時53分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員